(目的)

第1条 この要綱は、市内に住所を有する在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

- 第2条 給付の対象となる用具は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とし、その対象は 同表の対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童で、次の各号のいずれにも該当する もののうち、市長が必要と認めたものとする。
 - (1) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第19条の3第3項に規定する医療費支給認定 に係る小児慢性特定疾病児童等
 - (2) 在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断された者
 - (3) 児童福祉法に基づく施策(小児慢性特定疾病に係る施策を除く。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく施策の対象とならない者

(申請及び決定)

- 第3条 用具の給付を希望する者の保護者(以下「申請者」という。)は、小児慢性特定 疾病児童日常生活用具給付申請書に神奈川県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施 要綱(平成27年1月1日施行)第4条第4号の規定により発行された小児慢性特定疾 病医療受給者証の写しを添付して、市長に提出するものとする
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該小児慢性特定疾病児童の身体状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を調査の上、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書を作成し、給付の要否を決定するものとする。

(通知)

第4条 市長は、用具の給付を決定した場合は小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券(以下「給付券」という。)を添付した小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書により、申請を却下することを決定した場合は小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書により申請者に通知するものとする。

(用具の交付等)

- 第5条 用具の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、用具の交付を 受けようとするときは、市が指定する業者に対して給付券を提出するものとする。こ の場合において、給付決定者は、別表第2に定める基準により、用具の費用の一部又 は全部を負担しなければならない。
- 2 前項の規定により給付券を受理した業者は、別表第1の補助基準額の欄に掲げる範

囲内の額の用具を給付決定者に交付するものとする。

(業者への支払)

第6条 市長は、用具を交付した業者から請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から、前条の規定により給付決定者が直接業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

(給付台帳の整備)

第7条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童日常生活 用具給付台帳を整備しておくものとする。

附則

- この要綱は、平成20年9月25日から施行し、同年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成27年7月1日から施行する。